



(岡山霊廟前を一齐にスタートする参加者)

## 春の訪れを感じながら健脚

体カづくり  
マラソン大会

若者と一緒に金重千之さんら60人

「走ろう運動」を定着させようと『体カづくりマラソン大会』が二月五日、岡山霊廟前を起点とする二、三、六キロの三コースで行われました。井関川の川沿いのトリムコースを走るとあって、小学生からお年寄りまで約六十人が参加。春の訪れを肌感じながら健脚を競い合いました。午前十時に一齐にスタート。二キロが赤迫橋、三キロが井関橋、六キロが明栄寺で折り返す田園コース。

六キロコースには若者の中に往年の名ランナー金重千之さん(小西・二十四年前に中国山口駅伝で走った宇部阿知須間)十五・三キロ(四十分五十秒は未だ区間最高タイム)も参加して大会を盛り上げました。レースでは、参加者がお互いに励まし合う光景も見られ、走る楽しさを満喫しているようでした。

ゴールした選手には、大会事務局が用意した「しるこ」がふるまわれ、完走した喜びを味わっていました。上位成績は次のとおり。

(敬称略)

▽二キロ①潮崎恒仁(阿小六年・恵比須)②古川聖子(井小二年・浜表)③工藤智明(阿小四年・小西)▽三キロ①岡崎敦史(宇部市)②沖永清治(小西)③伊藤圭一(阿小六年・沖の原)▽六キロ①高木育成(宇部市)②金重千之(小西)③落合勝(宇部市)

# 新しい税制 ここがポイント

## 負担の軽減と公平の確保

昭和二十五年シャープ勧告によつて税制の基本ができて以来、初めての大きな税制改革がこのたび実施されることになりました。そのなかで、わたしたちの生活にかかわりの深い主な改善点には、次のようなものがあります。

### ■所得税・住民税

#### 税率構造が簡素に

所得税の減税と税率の段階の簡素化は世界的な流れです。新しい税制では、所得税の税率を下げ、税率のきざみを昭和六十二年の一〇・五・六〇%の十二段階から、昭和六十二年の六段階を経て一〇・五〇%の五段階に簡素化され、働く人の負担感、不公平感が取り除かれるように考えられています。

特に最低税率の適用範囲が年収七百三万円までと、大幅に拡大されたことにより、約九〇%のサラリーマンが、この中に含まれることになりました。

また、個人住民税についても、税率のきざみがこれまで

の五・一六%の七段階から、五・一五%の三段階へと簡素化されました。

#### 人的控除が大幅引き下げ

中・低所得者の所得税の負担をさらに軽減するために、基礎的な人的控除が引き上げられました。

主な内容としては基礎控除、配偶者控除、扶養控除がそれぞれ、これまでの三十三万円から三十五万円に、配偶者特別控除が十六万五千円から三十五万円に引き上げられました。

また、教育費がかかる十六歳から二十二歳までの扶養親族について、十万円の扶養控除の割増制度が新設されました。

さらに七十歳以上の、いわゆる寝たきり老人などにかかる扶養控除額などが引き上げられました。たとえば、七十歳以上の寝たきりの親と同居する場合、所得税の控除額は、これまでの八十万円から百二十万円と、大幅にアップします。

これらの所得税・個人住民税の税率引き下げ、各種控除の引き上げにより、年収八

百万円以下で夫婦と子ども二人という標準的な世帯では、二〇%以上の大幅減税となりました。消費税が導入されたことによる消費支出の増加を差し引いても、ほとんどのサラリーマン世帯の負担は軽減されます。

### ■消費税

#### 広く薄く

#### 負担を求める

消費税は、限られたものだけに課税してきたこれまでの間接税と異なり、ほとんどすべての物品やサービスの売り上げを対象とした税金で、税率は三%です。

消費税は、消費に広く薄く負担を求めるといふ性格上、いわゆる非課税の対象となるのは、土地売買や預金の利子、社会保険医療、教育、社会福祉の一部などに限定されています。

なお、消費税の導入に伴ない、これまでの物品税、砂糖消費税、入湯税などの国税、電気税、ガス税などの地方税は廃止されました。

#### 消費税の仕組みや計算は簡単

消費税の申告と納付は、製造、卸、小売、サービスなどの各事業者が行うこととなります。ただし、前々年(前々事業年度)の年間課税売上高が三千万円以下の事業者の人

表① 消費税の納付税額の計算(原則)

$$\frac{\text{年間課税売上高(税抜き)} \times \frac{3}{100} - \text{年間の課税仕入高(税抜き)} \times \frac{3}{100}}{1} = \text{納付税額}$$

表② 簡易課税制度を選んだ場合の計算

$$\frac{\text{課税期間中の課税売上高(税抜き)} \times 0.6}{1} \times \text{卸売業者は} 0.3 = \text{納付税額}$$

表③ 限界控除制度による計算

$$\frac{\text{本来納付すべき税額} \times \frac{\text{年間課税売上高(税抜き)} - 3,000 \text{万円}}{3,000 \text{万円}}}{1} = \text{納付税額}$$

は、消費税を納める必要はありません。

前々年(前々事業年度)の課税売上高が三千万円を超える事業者の人は納税義務があります。計算のしかたは簡単です。(表①)

前々年(前々事業年度)の年間課税売上高が、五億円以下の課税事業者の人は、簡易課税制度によつて課税売上高のみから納付税額を計算でき

### ■相続税

#### 納税者の負担を軽減

最近の経済情勢の変化、とりわけ地価高騰は相続税の課税件数を急激に増加させ、負担税額を上昇させるといふ、納税者にとって非常に厳しい状況を引き起こしています。そこで新しい税制では、税負担の軽減・合理化のため、次のような措置がとられることになりました。

①遺産にかかる課税最低限が、これまでの二千万円+「四百万円×法定相続人の数」から、

四千万円十へ八百万円×法定相続人の数に引き上げられました。

控除額が二倍になったため、たとえば夫が死亡して妻と子二人の合計三人が相続人となる場合、六千四百万円までは相続税がかからないこととなります。

② 最高税率を七五%から七〇%に引き下げ、税率区分の幅が拡大されました。

③ 配偶者の非課税限度額を、これまでの二分の一相当額から配偶者の法定相続分相当額に改め、最低保障額が四千万円から八千万円と、大幅に引き上げられました。

④ 未成年者控除額および障害者控除額が引き上げになりました。

⑤ 小規模宅地などの価額から減額される割合が引き上げになりました。

⑥ 死亡保険金および死亡退職金などの非課税限度額が引き上げになりました。

以上、六項目の改正は昭和六十三年一月一日にさかのぼ

って適用されます。

したがって、改正前の税法により相続税の申告書を提出している人が改正によって相続税額が減少する場合は、平成元年五月一日までに更正の請求を行うことができます。

ただし、請求できる人は、六十三年一月一日以降に相続や遺贈により財産を取得し、同年十二月二十九日までに、改正前の税法で申告書を提出している人に限られます。

更正の請求については、税務署から通知がいきますから、忘れずに手続きをしてください。

**相続できる養子の数を制限**

また改正に伴い、昭和六十三年六月三十日から同年九月二十九日までに相続開始のあった人についての相続税の申告と納税の期限は、平成元年三月三十日まで延長されました。

⑦ 被相続人が、相続開始前三年以内に取得した土地や建物などについては、原則としてそれらの取得価額により、課

**「確定申告」は相談日**

**と会場を確認して**

二月十六日から所得税の確定申告と町・県民税の申告相談が始まりました。期限は三月十五日までです。

三月に入ると混雑が予想されますので、あなたの相談日や申告会場をもう一度ご確認ください。

税するという特例が設けられました。

⑧ 相続税の計算上、法定相続人に含める養子の数が

◎ 被相続人に実子がある場合は一人

◎ 被相続人に実子がいない場合は二人まで

と制限されることになりました。

⑦、⑧の改正は、昭和六十三年十二月三十一日以後の相続から適用になります。

**贈与税**

**最高税率を**

**70%に引き下げ**

また、贈与税の主な改正点は次のとおりです。

(一) 税率の適用区分の拡大、最高税率が七〇%へと引き下げが行われました。

(二) 居住用不動産にかかる贈与税の配偶者控除の最高限度額が、二千万円に引き上げられました。

これらの改正は、昭和六十三年一月一日以降の贈与から

資産(土地・家屋)の課税台帳をお見せします。

▽期間 三月一日から二十日まで(日曜日を除く)

▽時間 午前八時半から午後五時まで(土曜日は午前中)

▽場所 町税務課固定資産税係(町役場二階)

本人に代って見られる場合は委任状がいります。

適用されます。

**キャピタルゲイン**

**譲渡益に課税**

税負担の公平の確保も、改正の新しい要点です。

新しい税制では、株式などの有価証券譲渡による所得(キャピタルゲイン)を原則課税とする、医師課税を見直すなどの措置がとられることになりました。

個人の有価証券譲渡益の課税方法は、申告分離課税を原則とし、証券会社などを通じた取引の場合には、次の二つの方法から選ぶことができます。

◎ 申告分離課税 一年間の売却益を合計して申告し、売却益の二〇%を所得税として納税する(他に個人住民税六%)。

◎ 源泉分離課税 一回売却することの譲渡益を原則として売却代金の五%とみなし、その二〇%、つまり売却益の一%の所得税を証券会社などが売却時に源泉徴収して納税する。

以上、新税制について、より詳しいことをお知りになりたいときは、山口税務署(山口②一三四〇)などにおたずねください。

**その火の時 すぐ始末**

**春の全国火災予防運動**

これから春先にかけては、

空気が乾燥し、強い風が吹くことが最も多い季節です。

「その火、その時、すぐ始末」今年も二月二十八日から三月十三日まで春の全国火災予防運動が全国的に展開されます。

今年の運動の重点目標は▽高齢者、身体不自由者等を中心に死傷防止対策の徹底▽家庭及び地域における防火対策の推進

▽百貨点、旅館、飲食店等不特定多数の者の出入りする防火対象物等に係る防火安全の確保

▽防災機器等の普及の推進▽異常乾燥時および強風時の火災発生防止対策の推進

また、この運動に合せて、山火事、車両火災予防運動にも力を入れます。

自動車の窓からのたばこの投げ捨て、危険物などの持込みなどから火災が多く発生しているため、これを防ぐこととするものです。

わたしたちの貴重な財産を守るために、火災予防に十分気をつけましょう。

**健康づくり講座**

申し込みは3月4日まで

自分の健康は自分で守るという自覚を高めてもらおうと、町では「健康づくり講座」を次のとおり開催します。

会場 宇部ゴルフ観光ホテル  
対象 町内在住者で三十歳以上の男女

内容 一回目(三月八日)

○ 検診(血圧、尿検査)  
○ 講話(骨粗しょう症の原因と対策)吉南医師会医師

○ 実技(ストレッチ体操等) 二回目(三月二十四日)  
○ 検診(血圧、尿検査)  
○ 講話(歯の健康)吉南歯科医師会(医師)

○ 実技(ストレッチ体操等) 会費 一人二回分 二千元(都合で一回しか出席できない場合は、千円)

参加申込み 三月四日までに会費を添えて町保健衛生課まで申込みください。

その他 参加者は会場までバスで送迎(運行コースは、後日本人に連絡します)。

**町奨学金を貸します**

高校、大学等に在籍、入学生

高校、大学または同程度の専修学校に在学中の学生、今年修学する学生を対象に町独自の奨学金制度がつけられ、三月十六日から奨学生を募集します。

奨学金の申請には応募資格等がありますので事前に町教育委員会総務課(☎二〇二二、有八八九八)まで問い合わせ下さい。

# おし らせ



国土緑化強調期間  
(3月1日～5月31日)

## 『町民ふれあいのつどい』

講師を招き3月中旬に2回開催

町づくり・人づくりの一助として、著名な講師を阿知須に招いて共に学び・共に考える、ふれあいの場づくり「町民ふれあいのつどい」を三月中旬に二回ほど開催します。誰でも参加できます。奮ってご出席ください。

▽一回目 3月4日(土)  
午後一時半から約二時間

講師 広島修道大学 教授  
江嶋 修 作 先生

演題 「あなたに愛が語れますか」

—新しい「マチづくり」を—

▽二回目 3月26日(日)  
午後一時半から約二時間

講師 広島県総領事

教育委員会 次長

和 田 芳 治 先生

会場 町公民館三階講堂  
対象 一般町民(入場無料、誰でも参加できます)  
主催 阿知須町・阿知須町教育委員会・阿知須町商工会

### 消費者活動発表会

3/3日四市七町から参加

宇部・小野田地域及び下関地域の四市七町の消費者グループ、一般消費者が本町に集って「消費者グループ実践活動発表会」が開催されます。

▽主催 山口県消費生活センター・阿知須町  
タリ・阿知須町

▽日時 三月三日(金)午後

## 交通災害共済の会員募集

4月から切り替え、申し込みは3月中旬に

町では平成元年度の交通災害共済の会員を三月一日から募集します。

加入資格は、本町の住民基本台帳に記載または外国人登録をされている人。

この制度は県下の町村(新南陽市を含む)のどこへ転出しても、資格は有効です。

対象となる交通事故災害は、日本国内で、自動車、電車、自動車、バイク、自動車(小児用の三輪車、乳母車などの子ども用遊具は除く)航空機、船舶などの運輸中に事故が起

こり、歩行者または乗車・塔乗・乗船中の人がケガをした死亡した場合。

その場合は、別表のようにケガの程度(治療日数)により、見舞金が支払われます。掛金は据置きで年一人五百円。中学生以下の子どもと七十歳以上のお年寄りは一入三百円です。

昭和六十三年度は三月三十一日で期限が切れます。これまでに加入していた人も、新しい手続きが必要です。

なお、一月末現在の加入者数は五千三百九十四人(加入率六四・七六%)。見舞金の支払額は昨年四月以降一月三十一日現在で二百三万五千円。該当した件数は二十二(内死亡二件)でした。

## 共 済 見 舞 金 額

等 級	災 害 の 程 度	金 額
1 等 級	死 亡	1,000,000円
2 等 級	360日以上治療を要する傷害	230,000
3 等 級	300日以上360日未満の治療を要する傷害	180,000
4 等 級	240日以上300日未満の治療を要する傷害	140,000
5 等 級	180日以上240日未満の治療を要する傷害	105,000
6 等 級	130日以上180日未満の治療を要する傷害	80,000
7 等 級	90日以上130日未満の治療を要する傷害	65,000
8 等 級	75日以上90日未満の治療を要する傷害	50,000
9 等 級	60日以上75日未満の治療を要する傷害	40,000
10 等 級	45日以上60日未満の治療を要する傷害	32,000
11 等 級	30日以上45日未満の治療を要する傷害	23,000
12 等 級	21日以上30日未満の治療を要する傷害	16,000
13 等 級	14日以上21日未満の治療を要する傷害	13,000
14 等 級	7日以上14日未満の治療を要する傷害	10,000
15 等 級	7日未満の治療を要する傷害	7,000

(備考) 頭部損傷(いわゆる「おち打ち損傷」)については、原則として8等級を限度として支給し、90日を越えてなお引続いて治療が行われている場合は、6等級を限度として支給する。

### ◇催しもの◇

23日 機能訓練(役、後1時半)・高齢者学級(公、後1時半)  
24日 大喪の礼(休日)

26日 町内柔剣道大会(体、前9時半)  
28日 麻疹(新井医院、後2時)  
3月1日 健康相談(浜表公民館、後1時半)  
9日 三種混合(公、後1時半)  
12日 体力づくりオリエンティング大会(小古郷公民館前、前9時)

2月24日は 役場の業務を休みます。大喪の礼の行われる二月二十四日(金)は、役場の業務も国に準じて休みになります。

### ごみの収集日

3月

ごみの収集時間  
前日午後五時～当日午前八時

町指定袋の販売  
町指定のごみ袋は、各地区環境衛生組合長宅と婦人会支部長(二部)宅で販売します。清掃センターへ直接持ち込み

ごみを直接センターへ持ち込むのは(月・土)、午前八時半～午後二時まで。(祝祭日は出せません)

不燃物ゴミの収集日 (町内全域)

○ビン、ガラス、灰など (第1、3木曜日)

2日	16日	30日
(木)	(木)	(木)

○空缶、鉄類 (第2、4木曜日)

9日	23日	30日
(木)	(木)	(木)

### 可燃ゴミの収集日

阿小校区 (岩倉を除く) 月・水・金

1日	3日	6日	8日	10日	13日	15日
17日	20日	22日	24日	27日	29日	31日

井小校区 (岩倉を含む) 火・土

4日	7日	11日	14日	18日	(22日)	25日
28日						

( ) は変更後の収集日です。